

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成25年12月2日認可した。

平成25年12月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土 地 改 良 事 業 名
木田郡二股土地改良区	農業基盤整備促進事業（かんがい排水事業）二股地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）二股下池地区
高松市塩江町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）河北谷地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）椈川中井地区